

議案第64号

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年8月26日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南丹市条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
（設置） 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。			（設置） 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水道施設	(略)	(略)	水道施設	(略)	(略)
	南丹市園部法京水道施設	南丹市園部町法京上山19番地6 外		南丹市園部法京水道施設	南丹市園部町法京上山19番地6 外
	南丹市八木大藪水道施設	南丹市八木町南広瀬中嶋31番地2 外		南丹市八木川東水道施設	南丹市八木町西田湯谷ノ下37番地1 外
	南丹市八木川東水道施設	南丹市八木町西田湯谷ノ下37番地1 外		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。